



登録確認機関における事前確認に係る当所の対応について

●新型コロナウイルスの影響をうけている多くの平塚市内の事業主の方への迅速な支援を後押しするため当所の会員・非会員問わず対応させていただきます。
※事業実態の把握・継続的な関係性の観点から、会員・非会員事業所の対応について以下の通り対応させていただきますのでご了承下さい。

平塚商工会議所（登録確認機関）は一時支援金の申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。事務局の定めた書類の有無や宣誓内容等の形式的な確認を行います。事前確認の完了をもって給付対象となるわけではないことを予めご承知おき下さい。

一時支援金申請期間 2021年3月8日～5月31日

～事前確認までの手順～

STEP1:まずはご自身が申請対象か[一時支援金 \(ichi.jishienkin.go.jp\)](http://ichi.jishienkin.go.jp)にてご確認下さい。

STEP2:申請IDを取得してください。

STEP3:[事前確認チェックシート\(リンク先あり\)](#)を印刷してご用意ください。

※会員の方はチェックシートの内容を電話にて聞き取りさせていただきます。

※非会員の方はチェックシートを充分にご確認の上ご来所下さい。

【会員事業所】

確認方法: 電話もしくは来所(書類の有無の確認を省略し電話のみでの確認で対応可能)

確認事項: 申請者情報、給付対象・宣誓・同意事項を聞き取りにて確認

予約方法: 随時お電話にて対応いたします。

※来所にて確認をご希望の方は予約制となります。

経営支援課 ☎0463-22-2511

申請方法: 申請IDの取得や電子申請が難しい場合は別途ご相談ください。

【平塚市内で事業を営む会員でない事業所(非会員)】

確認方法：来所にて確認（要予約）

確認事項：申請者情報、申請書類、取引書類、宣誓・同意書等の有無を確認

来所の際にお持ちいただくもの

- ①本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等写真付きのもの）
- ②2019年及び2020年の確定申告書の控え（収受日付印のあるもの）
※電子申請の方は、e-Taxの受信通知メールのコピー
- ③2019年1月から2021年対象月（1～3月）までの帳簿書類
※売上台帳、請求書、領収書等いずれか
- ④事業用取引に使用している通帳(2019年1月～の取引が確認できるもの)
- ⑤2019年又は2020年の中から任意に選んだ1つの法人・個人事業者との取引に関する書類
※取引先名称のわかる請求書や領収書、通帳等

☆中小法人の方は①～⑤のほかに履歴事項全部証明書をお持ちください。

申請書類、取引書類がない場合は当所にて事前確認を行うことができません。

予約方法：電話にて要予約（前日まで）経営支援課 ☎0463-22-2511

申請方法：申請IDの取得や電子申請が難しい場合は申請サポート会場へご相談ください。※当所ではご対応できません。